

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

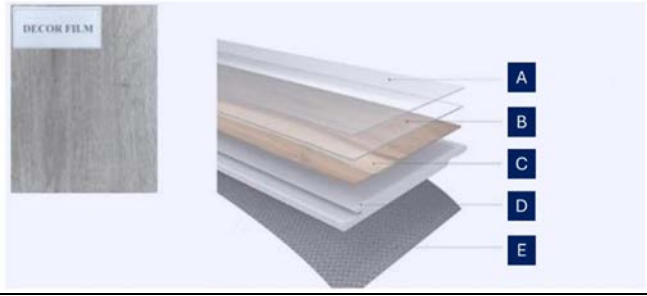
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>1806. 20</u>	1. 調製食料品 <u>本品は、粉状で、ホエイたんぱく質混合物（乾燥状態においてホエイたんぱく質の含有量が80%を超えるもの）(98%)、脱脂ココア粉、香料、シックナー（キサンタンガム）及び甘味料から成る。</u> <u>本品は、たんぱく質補助剤として使用するための飲料用混合物として、2.27キログラムの小売用の容器入りにされている。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>		(新 規)
			
<u>2103. 10</u>	1. きのこと風味の醤油 <u>本品は、液状で、次の重量比の原材料から成るものである。</u> <u>水（53.08%）、塩（18.50%）、着色料（caramel E150a）（11.10%）、大豆（8.70%）、その他の添加物（5.61%）、小麦（3.00%）及びきのこ抽出物（0.01%）。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>		(新 規)
<u>2715. 00</u>	3. ポリマーで改質された石油アスファルト混合物		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
3920. 49 <u>本品は、道路舗装の施工及び補修において結合材としての使用を意図したものである。外観上、均質な混合物であり、石油アスファルト（94.0～95.6%）並びにスチレンーブタジエンスチレン（SBS）ゴム及び／又はエチレン、アクリル酸ブチル及びメタクリル酸グリシジルの共重合体の混合物（4.4～6.0%）から成る。</u> <u>通則 1 を適用</u> 1. 非多泡性ポリ（塩化ビニル）製の装飾フィルム <u>本品は、可塑剤を含有し、厚さ0.07ミリメートル、寸法1,580ミリメートル×1,000ミリメートルのものであって、木目模様が印刷されている。本品は、非接着性であり、ポリ（塩化ビニル）84%、可塑剤（テレフタル酸ジオクチル）1%及び着色剤15%から成る。</u> <u>本品は、床用敷物の製造において装飾フィルムとして用いることが意図されている。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u>  <u>当該フィルムを組み込んだ床用敷物の図</u> <u>A：UVコーティング層</u>	（新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3926.90	<u>B：耐摩耗層</u> <u>C：ポリ（塩化ビニル）製の装飾フィルム</u> <u>D：コア層</u> <u>E：ベース層</u> 1. Extruded netting of plastics 本品は、<u>押出成形</u>されたプラスチック製の網地で、断面が管状又は<u>へん平</u>なものである。	3926.90	1. Extruded netting of plastics 本品は、<u>押出し成型</u>されたプラスチック製の網地で、断面が管状又は<u>偏平</u>なものである。
6307.90	9. おくるみ（製品にしたもの） <u>本品は、紡織用繊維製で、端を縁縫い、縦70センチメートル×横70センチメートルのもの。乳児に安心感を与えるもの、よだれかけ又は保護具として使用される。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>9619.00／1 及び 9619.00／2 参照</u> 		（新 規）
7223.00	1. 冷間成形をしたステンレス鋼の物		（新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<u>7223.00</u>	<u>本品は、幅6.27ミリメートル、厚さ0.45ミリメートルの一樣な横断面を有する。上部と下部に配置された2つのローラーの間に冷間圧延された、横断面が円形で、中空でない線から成形される。</u> <u>本品は、ドラムの全幅にわたって、左から右及び右から左へと交互に巻かれている。ドラムの幅は、本品の幅を大幅に上回る。</u> <u>通則1（第72類注1（e）及び1（o））を適用</u> <u>7223.00／2 参照</u> <u>2. 冷間成形をしたステンレス鋼の物品</u>		(新 規)
	<u>本品は、幅3.00ミリメートル、厚さ0.96ミリメートルの一樣な横断面を有する。横断面が円形で中空でない線を、上下・左右に配置された4つのローラーを用いて冷間圧延して成形される。</u> <u>本品は、ドラムの全幅にわたって、左から右及び右から左へと交互に巻かれている。ドラムの幅は、本品の幅を大幅に上回る。</u> <u>通則1（第72類注1（e）及び1（o））を適用</u> <u>7223.00／1 参照</u> <u>6. リモートラジオユニット（RRU）</u>		
<u>8517.79</u>	<u>本品は、携帯回線網基地局において、デジタルユニット（DU）及びアンテナと共に使用するように設計されている。RRUは、トランシーバーボード、アンプ及びフィルターで構成される。トランシーバーボード：DUの制御下で、アナログ信号からデ</u>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>デジタル信号への変換及びデジタル信号からアナログ信号への変換並びに無線周波数 (RF) とベースバンド間の信号変換を行うのみである。</u> <u>－アンプ：RF信号を増幅することで、アンテナの有効範囲を拡大する。</u> <u>－フィルター：ノイズを除去し、DU及びアンテナに必要なRFの特性を与えている。</u> <u>基地局の携帯無線通信機能において、RRUはDUからスケジューリング信号及び同期信号を受信し、その後、RFフィルタリング及び増幅によって、それぞれのRF帯域に応じたRF信号に変換する。RRU自体は、ネットワーク内での制御なしに信号を送受信することはできず、他の通信機器との互換性を有しない。</u> <u>通則 1（第16部注 2（b））及び 6 を適用</u> 8536. 69 <u>2. マルチソケットアダプター</u> <u>本品は、共通のハウジングに組み入れられた 4 個のソケット、オン／オフスイッチ及びプラグから成る。本品は、1,000 ボルト以下の電圧用で、複数の電気機器を同時に接続するために用いられる。</u> <u>通則 1、3（c）及び 6 を適用</u> <u>8544. 42／ 1、8544. 42／ 2 及び8544. 42／ 3 参照</u> 	(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>8544. 42</u> <u>1. マルチソケットパワーストリップ</u> <u>本品は、共通のハウジングに組み入れられたブレーカー及び 2 個、4 個、6 個又は 8 個のソケット並びに長さ 1.5 メートルのプラグ付き絶縁電源コードから成る。本品は、1,000 ボルト以下の電圧用で、ケーブルにより電力を伝達し、複数の電気機器を同時に接続するために用いられる。</u> <u>通則 1（第 16 部注 3）及び 6 を適用</u> <u>8536. 69／2、8544. 42／2 及び 8544. 42／3 参照</u> 	(新 規)
<u>8544. 42</u> <u>2. マルチソケットパワーストリップ</u> <u>本品は、共通のハウジングに組み入れられた 6 個の個別のスイッチ及び 6 個のソケット、主要オン／オフスイッチ、ブレーカー並びに長さ 1.5 メートルのプラグ付き絶縁電源コードから成る。本品は、1,000 ボルト以下の電圧用で、ケーブルにより電力を伝達し、複数の電気機器を同時に接続するために用いられる。</u> <u>通則 1（第 16 部注 3）及び 6 を適用</u> <u>8536. 69／2、8544. 42／1 及び 8544. 42／3 参照</u>	(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8544. 42 <u>3. ケーブルリール</u> <u>本品は、4 個のソケットを備えたケーブルリールで、オン／オフスイッチ、ブレーカー及び長さ15、25、40又は50メートルのプラグ付き絶縁電源コードから成る。本品は、1,000ボルト以下の電圧用で、ケーブルにより電力を伝達し、複数の電気機器を同時に接続するために用いられる。</u> <u>通則 1（第16部注 3）及び 6 を適用</u> <u>8536. 69／ 2、8544. 42／ 1 及び8544. 42／ 2 参照</u> 	(新 規)
8704. 10 <u>1. 荷台傾斜装置付き貨物自動車</u> <u>本品は、ディーゼルエンジンを動力源とし、最高速度が時速40キロメートルで、油空圧懸架装置、3 軸及びドラムブレーキシステムを備える。</u> <u>一運転室は車体の半分の幅であり、前方のブリムは運転室の</u>	(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
9506.91	<u>上まで延びている。</u> <u>－車両の全長は9,107ミリメートル、幅は3,660ミリメートル、高さは4,530ミリメートルである。</u> <u>－車両重量は、32トンであり、車両重量／積載重量比は1：1.875（32トン：60トン）である。</u> <u>通則 1 及び 6 を適用</u> 1. 柔らかい 1 つの取手を有するプラスチック製のジャンプボール (省 略) 通則 1、<u>3 (c)</u> 及び 6 を適用 (省 略)	9506.91	1. 柔らかい 1 つの取手を有するプラスチック製のジャンプボール (同 左) 通則 1 及び 6 を適用 (同 左) (新 規)
<u>9619.00</u>	<u>1. 洗うことのできるおむつ</u> <u>ポリウレタンラミネート（PUL）生地の外側のラップと、竹をもととした紡織用繊維製の吸水性インサート10枚から成る。保護用の外側のラップには、インサートを固定するためのスナップファスナーが付いている。インサートは洗うことができるが、外側のラップは洗濯前に繰り返して使用することが意図されている。</u> <u>通則 1 を適用</u> <u>6307.90／9 及び9619.00／2 参照</u>		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>9619.00</u> <u>2. 洗うことのできるおむつ中敷き用のインサート</u> <u>竹をもととした紡織用繊維製の外側の 2 層及びマイクロファイバー製の内側の 2 層から成る。</u> <u>通則 1 を適用</u> <u>6307.90／9 及び 9619.00／1 参照</u>	（新 規）